



# ぷらラボ ニュース 第9号

ルール全体は  
第6号に掲載

## 公共施設等の 維持管理・新築・改築のルール

市民・  
利用者の  
安全確保

③ 方向性を「あり方見直し」と整理した施設は、  
縮減を念頭に、いつまでに・どのように  
縮減を図るか早急に整理

公共施設等の  
質・量の  
最適化

ルール

② 主たる建物が  
旧耐震基準の施設  
=「あり方見直し」

第8号で  
解説

施設



施設全体について  
「あり方見直し」

この建物がなくなったら  
施設全体の意味がなくなる  
主たる建物



従たる建物

ルール②  
適用なし

でも...

施設



・利用者が少ない  
・目的を達した等

主たる建物



従たる建物

- 主たる建物が  
旧耐震基準の施設
- 主たる建物は  
新耐震基準でも  
見直しの必要性が  
認められる施設



ルール

③

いつまでに・どのように  
縮減するか整理  
(2022年度～現在検討中)

「縮減」とは、単に建物をなくす、壊す、ということだけを意味するものではありません。

- 施設ごと、その担う機能を民間事業者等に移譲する
- 施設という形にとらわれないサービス提供のしかたを考えるなど、必要なサービス・機能の提供を維持しながら、施設のあり方を変更したり、抜本的なコスト縮減策を用いたりすることについても、「縮減」として想定しています。

「縮減」とは…

?